

概要版

村田町こども計画



計画本文は
こちらから



スマートフォンで読み取ると、町のホームページ
(計画掲載ページ)が表示されます。

こども計画とは

令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づいて、こども・若者・子育て支援施策の総合的な推進を目指し策定する「市町村こども計画」です。この計画には、以下の内容を含んでいます。

- 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- 児童福祉法に基づく「整備計画」
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困対策計画」

計画の対象

- こども（0歳から概ね18歳まで）
- 子育て家庭（妊娠期・出産期を含む）
- 若者（概ね16歳から39歳）

取組によっては、町民、地域で活動する団体、企業や事業者など、すべての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

計画期間

5年間

令和7年度から令和11年度まで

基本理念

すべてのこども・若者の幸せの実現にむけて
いかなる環境や家庭状況にあっても
大切にされ 自分らしく 安心して
生活を送ることができる
やさしいまちづくりを目指します

ライフステージに応じた切れ目ない支援を行うため、3つの視点ごとに設定しています。

(1) ライフステージを通した支援

(2) ライフステージ別の支援

(3) 子育て当事者への支援

ライフステージを通した支援

目指す姿

すべてのこどもが喜びとともに迎えられ

切れ目ない支援により、豊かに育つまち

基本目標

1. こども・若者の権利の保障と社会参画の支援
2. 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
3. こどもや若者への切れ目ない支援
4. こどもの貧困対策と推進
5. 支援が必要な児童や家庭へのきめ細やかな支援
6. 児童虐待防止対策・ヤングケアラーへの支援
7. こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取組への支援



重点目標

◆こども・若者が権利の主体であることの啓発

こども・若者の権利について、全てのこども・大人に対して広く周知し、こども・若者の権利擁護の推進を図ります。

◆相談体制・関係機関との連携強化

こども・若者や子育て当事者が安心して暮らせるように、関係機関等との連携を強化して、相談内容に応じた支援体制を整備します。

◆親と子の健康づくりの推進

妊娠期から、健康に関する正しい知識の普及啓発に取り組めます。また、保育所、幼稚園、学校等と連携し、健康な食習慣等について学習する機会を創出し、こどもの心身と豊かな人間性を育みます。



ライフステージ別の支援

目指す姿

家庭や地域の愛情を感じて成長する中で、自分らしく生活できるまち

基本目標

1. 妊娠期から幼児期までの切れ目ない支援の充実
2. こどもが健やかに成長できる環境の整備
3. 若者を地域全体で支える環境づくり



重点目標

◆こどもの健やかな成長と遊びの充実

子育て世代の育児への不安感を和らげ、幼児期までに必要な支援を受けることができるよう、子育て支援事業の充実に努めます。

◆こどもが安心して過ごし学ぶことができる環境の整備

幅広い関係者が児童・生徒の問題行動の未然防止、発達障がいの早期発見等の取り組み、児童・生徒の心のケアのための相談体制の充実に図ります。また、思春期のこどもへの理解ある地域づくりを進めるとともに、思春期の心とからだの健康づくりの推進に努めます。

◆こども・若者の居場所づくりの推進

こどもや子育て家庭の不安や孤立感を軽減するため、こどもたちがのびのびと遊び、仲間や異世代が気軽に集まり交流できる居場所づくりの仕組みづくりに取り組みます。

◆悩みや不安を抱える若者やその家族への相談体制の充実

関係機関と連携しながら、ニートやひきこもり等困難な状況に置かれた若者やその家族が気軽に悩みや不安を相談できる体制の充実に取り組みます。



子育て当事者への支援

目指す姿

自信とゆとりを持ってこどもと向き合い、
こどもとともに成長できるまち

基本目標

1. 子育て世帯への経済的支援
2. 地域子育て支援・家庭教育支援
3. 共働き・共育での推進
4. ひとり親家庭への支援



重点目標

◆子育て世帯への経済的支援の充実

子育てに係る費用の負担を軽減するため、各種手当の支給や医療費等の助成を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。

◆多様な子育て支援サービスの充実

保護者の就労形態の多様化や疾病等、子育て世代の育児への様々な理由による保育需要の高まりに対応するため、多様で良質な保育サービスの充実を図ります。

◆地域における子育て支援・家庭教育支援の推進

全ての子育て家庭が安心して地域に住み続けられるように、子育てに関する意識の啓発活動に努め、子育て支援機関、子育てサポーター、子育てサークル等によるネットワークの充実を図ります。



地域子ども・子育て支援事業

目標量の設定が定められている事業

(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業

教育・保育施設

◇幼稚園 ◇保育所 ◇認定こども園

地域型保育事業

◇家庭的保育事業 ◇小規模保育事業
◇居宅訪問型保育事業 ◇事業所内保育事業

(2) 子ども・子育て支援事業(19事業)

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する子ども・子育て支援事業は以下の19事業です。なお、19事業中、量の見込みや確保量を設定する事業は、(1) から (17) までの事業になります。(新) は新たに追加された事業です)

- (1) 利用者支援事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業含む）
- (2) 妊婦等包括相談支援事業 (新)
- (3) 延長保育事業
- (4) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- (5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- (6) 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）
- (7) 養育支援訪問事業
- (8) 子育て世帯訪問支援事業 (新)
- (9) 児童育成支援拠点事業 (新)
- (10) 親子関係形成支援事業 (新)
- (11) 地域子育て支援拠点事業
- (12) 一時預かり事業
- (13) 病児保育事業
- (14) ファミリー・サポート・センター事業
- (15) 妊婦健康診査事業
- (16) 産後ケア事業
- (17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度) (新)
- (18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

各事業の内容等、詳細は
計画本文で確認できます
計画本文はこちらから



計画期間における量の見込み及び確保方策(一部抜粋)

〈参考〉 量の見込みの算出にあたり用いる推計児童数

住民基本台帳を用いて、実績値の年齢ごとの変化率に基づき推計した児童数は以下のとおりです。
(人)

		令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳～5歳	0歳	39	32	31	29	28	27
	1歳	46	43	35	33	31	30
	2歳	39	41	38	31	29	27
	3～5歳	142	125	119	108	100	87
	計	266	241	223	201	188	171

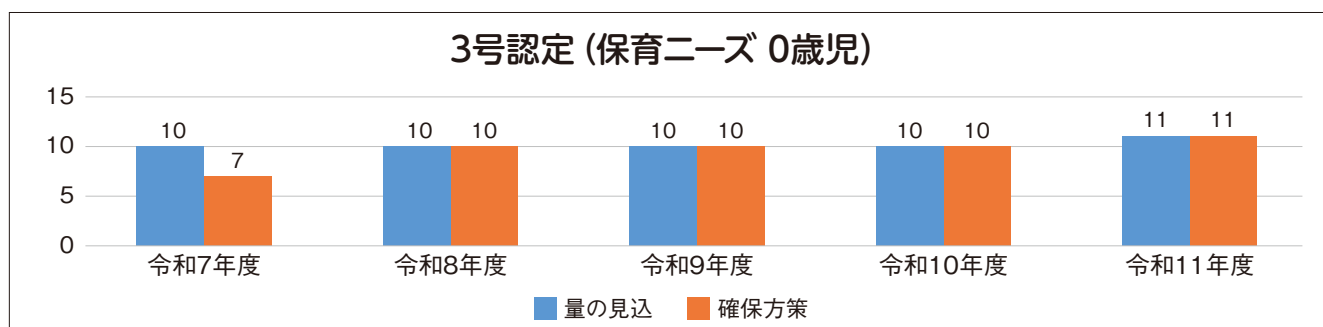
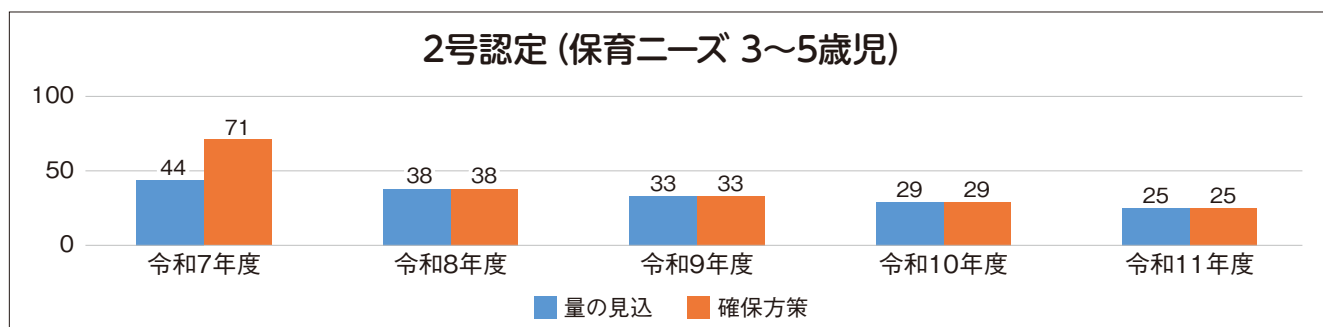
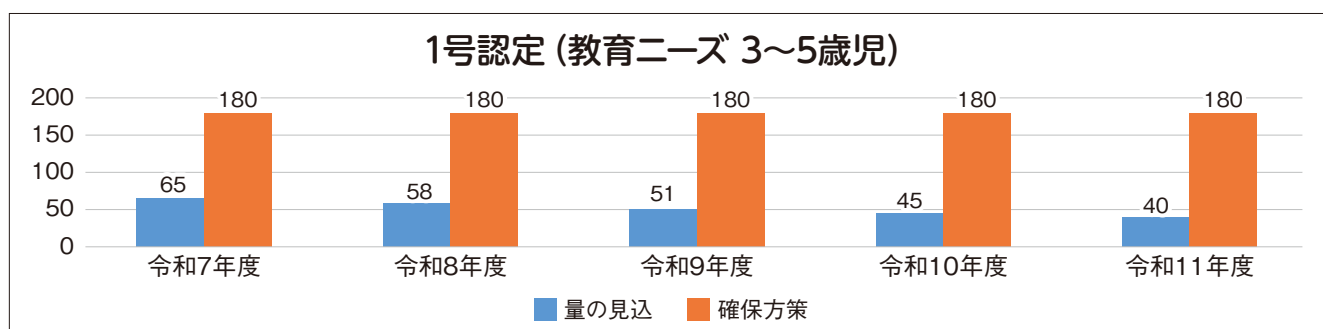
※ 令和6年データは実績人口(令和6年4月1日)。令和7年以降は推計人口。

◆教育・保育給付認定区分

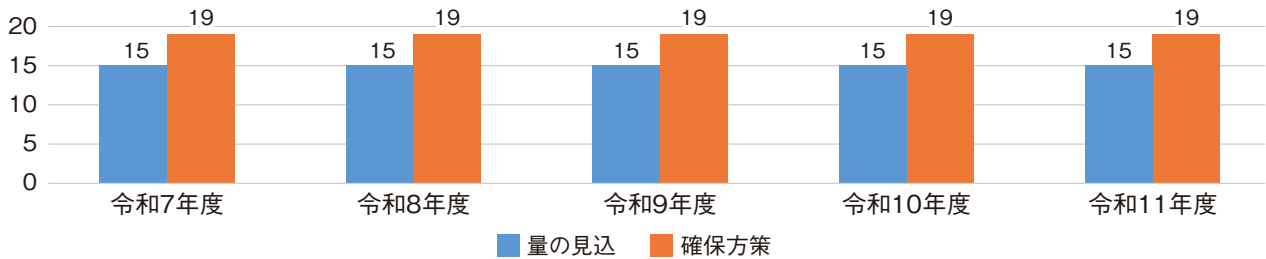
区 分	内 容	町内施設
1号認定	3～5歳の教育のみ必要とする(保育を必要としない)児童(教育ニーズ)	幼稚園
2号認定	3～5歳の保育を必要とする児童(保育ニーズ)	保育所・幼稚園(預かり保育)
3号認定	0～2歳の保育を必要とする児童(保育ニーズ)	保育所・家庭的保育事業

◆量の見込みと確保方策

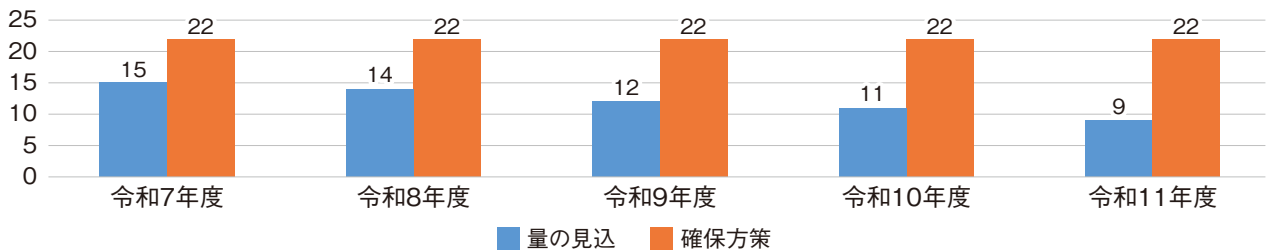
「量の見込み」は、将来必要となる利用人数(需要)の見込み量のことです。「確保方策」は、量の見込みに基づく供給体制の確保量のことです。



3号認定 (保育ニーズ 1歳児)



3号認定 (保育ニーズ 2歳児)



【確保方策】

少子化が進む中、保育ニーズが高まっており、幼稚園においては定員を大きく下まわり空き教室が発生しています。このことから、3歳以上児の新しい幼児教育・保育環境を見直し、長期的な待機児童の解消及び質の高い教育を提供することを目指し、令和8年度より、1号認定及び2号認定の児童を幼稚園において保育を含めて実施することとしています。これにより、3号認定の受け皿を拡充する予定です。引き続き、本町施設における事業実施について検討するとともに、児童数の推移等を考慮しながら、教育・保育施設のあり方についても検討を続けていきます。

村田町こども計画

令和7年3月

発行：宮城県村田町

編集：村田町子育て支援課

〒989-1392 宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6番地

TEL：0224-83-6405 FAX：0224-83-2952

E-mail：mura-kos@town.murata.miyagi.jp